

認知症対応型共同生活介護 鈴の音 運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業は、要介護者（要支援2、要介護1～5）であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。

3 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は、認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

4 共同生活住居における介護従業者は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

5 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

6 年に1回以上、自己評価及び外部評価を実施し、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の改善を図るものとする。

7 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 鈴の音

(2) 所在地 熊本市中央区国府1丁目3-15

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

この事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者(介護支援専門員) 1名

認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

(3) 看護職員 1名以上

看護職員は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 5名以上

介護職員は、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる。

(利用定員)

第5条 この事業所の利用定員は、1ユニット9名とする。

(指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 要介護者(要支援2、要介護1～5)であって認知症の状態にあるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

2 事業所は、正当な理由なくサービスの提供を拒まないものとする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の額とする。

2 前項に規定するもののほか、内容及び費用は別途料金表に定める額を徴収する。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

4 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認

知症対応型共同生活介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

(入居に当たっての留意事項)

第8条 入居に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、管理者・計画作成担当者及び介護従事者の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
 - (2) 利用者が外出・外泊を希望される場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。
 - (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
 - (4) 利用者は、共同生活住居の清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 入所者は、共同生活住居内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと。
 - (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
 - (5) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やか

に行うものとする。

(非常災害対策)

第10条 管理者は、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出の他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。
また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めます。
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第12条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、従業者に周知徹底します。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(虐待防止に関する事項)

第13条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
 - (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2 本事業所は、サービス提供中に当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体的拘束その他の行動制限)

第14条 乙は、甲又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限しません。

2 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限する場合は、甲に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。また、この場合乙は、事前又は事後速やかに、甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対し、甲に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明します。

3 乙が甲に対し隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により甲の行動を制限した場合には、サービスの提供に関する書類に次の事項を記載します。

- (1) 甲に対する行動制限を決定した者の氏名、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間及び実施された期間
- (2) 前項に基づく甲に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
- (3) 前項に基づく甲の後見人又は甲の家族（甲に後見人がなく、かつ身寄りがない場合には身元引受人）に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

（認知症介護基礎研修）

第15条 本事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。また、職員の質向上のために研修の機会を設けます。

（職場におけるハラスメントの防止）

第16条 本事業所は、適切な施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（協力医療機関）

第17条 本事業所の協力医療機関は下記の通りとする。

医療機関	病院名及び所在地	医療法人 室原会 室原内科小児科 熊本市中央区国府1丁目11-9
	電話番号	096-364-3080
	診療科	内科・小児科・循環器内科
	入院設備	なし
医療機関	病院名及び所在地	医療法人 竹下外科整形外科医院 熊本市中央区大江5丁目4-24
	電話番号	096-372-6411
	診療科	外科・整形外科・消化器科・リハ科
	入院設備	あり
医療機関	病院名及び所在地	コスモ歯科クリニック 熊本市中央区水前寺1丁目1-26
	電話番号	096-383-8887
	診療科	歯科
	入院設備	なし
医療機関	病院名及び所在地	医療法人 室原会 菊南病院 熊本市北区鶴羽田3丁目1-53
	電話番号	096-344-1711
	診療科	内科、循環器内科、消化器内科、整形リハビリテーション科、呼吸器内科、放射線科、神経内科、乳腺外科
	入院設備	あり

(その他運営に関する重要事項)

第18条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3月以内

(2) 継続研修 年4回

- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- 4 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人室原会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月23日から施行する。

平成24年4月1日一部改定、施行する。

令和2年12月22日一部改訂

令和6年4月1日一部改訂